

社会福祉法人 周陽会 定 款

[昭和58年 5月16日 (制 定)]	[昭和61年 3月26日 (一部改正)]
[昭和62年12月23日 (一部改正)]	[平成 6年 2月18日 (一部改正)]
[平成 7年 3月30日 (一部改正)]	[平成10年 5月25日 (一部改正)]
[平成14年 3月19日 (全部改正)]	[平成15年 5月18日 (一部改正)]
[平成15年 7月 4日 (一部改正)]	[平成15年12月17日 (一部改正)]
[平成17年 1月26日 (一部改正)]	[平成17年12月14日 (一部改正)]
[平成21年 2月24日 (一部改正)]	[平成25年 5月22日 (一部改正)]
[平成25年12月10日 (一部改正)]	[平成26年 5月19日 (一部改正)]

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

イ．障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人周陽会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山口県周南市周陽2丁目8番28号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係にある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の前任期は2年とする。ただし、補欠の役員の前任期は、前任者の前任期とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の前任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の前任等)

第7条 理事は評議員会で前任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において前任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の前酬等)

第8条 役員の前酬等については、勤務実態に即して支給することとし、役員の前地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の前議を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の前決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度前任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、前議することができない。

- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

- 第10条** 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条** 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び周南市長に報告するものとする。
 - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第12条** この法人に、職員を若干名置く。
- 2 この法人の設置経営する事業所の長（以下「管理者」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 3 管理者以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

- 第13条** 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は、理事長が招集する。
 - 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員または監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併または破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残存財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第15条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べもしくはその諮問に答えまたは役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、または学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族、その他特殊の関係ある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000円

(2) 建物 所 在：山口県周南市周陽二丁目10番地10

主要用途：障害福祉サービス事業所 社会就労センター セルプ周陽
構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て

延べ面積：654.49平方米

(3) 土地 所 在：山口県周南市周陽2丁目10番7

主要用途：宅地障害福祉サービス事業用地

延べ面積：308.00平方米

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、周南市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には周南市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議

決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎年会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部または一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第27条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第29条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、周南市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第30条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、周南市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を周南市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、社会福祉法人周陽会の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高	取	利	雄
理事	前	田	道	夫
理事	友	廣		環
理事	富	永	喜	八郎

理事 大 橋 政 平
理事 阿 山 真 砂 子
理事 内 山 一 彦
監事 石 丸 柳 平
監事 田 村 喜 輝

附 則

この定款は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

この定款は昭和63年3月1日より施行する。

附 則

この定款は平成6年3月11日より施行する。

附 則

この定款は平成7年4月10日より施行する。

附 則

この定款は平成10年7月15日より施行する。

附 則

1. この定款は平成14年6月28日より施行する。
2. 改正後の社会福祉法人周陽会定款（以下「改正後の定款」という。）の第17条の規程による評議員の任期は今回の施行時に限り平成16年1月18日までとする。

附 則

この定款は平成15年4月21日より施行する。

附 則

この定款は平成16年1月1日より施行する。
ただし、第1条第1項第1号については、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この定款は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この定款は平成18年2月23日より施行する。

附 則

この定款は平成21年4月1日より施行する。

附 則

社会福祉法人所轄官庁の変更にもなう一部改正。

この定款は平成25年6月3日より施行する。

附 則

福祉事業用地取得による資産の変更にもなう一部改正。

この定款は、平成25年12月16日より施行する。

附 則

登記簿謄本と所在と延べ面積が異なることにもなう一部改正。

この定款は、平成26年5月30日より施行する。

社会福祉法人周陽会 定款 施行細則

[平成10年11月25日(制定)]

[平成14年3月19日(一部改正)]

[平成21年3月17日(一部改正)]

(趣 旨)

第1条 この細則は、社会福祉法人周陽会定款（以下「定款」という。）第32条に規定する施行に関する必要な事項を定めるものとする。

(日常の軽易な業務)

第2条 定款第9条第1項に規定する「日常の軽易な業務」については、次のような業務をいう。

- (1) 管理者の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、
その他やむをえない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人の運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出、並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えない
と認められる物品の売却又は廃棄
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 寄付金の受け入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

附 則

この細則は、平成10年11月25日より施行する

附 則

この細則は、平成14年6月27日より施行する

附 則

この細則は、平成21年4月1日より施行する